

## 認可保育所の面積の最低基準に関する規制緩和の見直しを 求める意見書

厚生労働省は、全国一律で国が定めている認可保育所の面積の最低基準について、待機児童の多い都市部の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、地方自治体の条例で定めることができるよう見直す方針を打ち出した。

現行の最低基準は、昭和23年に児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準で定められたままで、児童1人当たりの面積の基準は、諸外国と比べても低い状況にあり、今年3月に発表された厚生労働省の委託研究報告書でも「現在の面積基準を更に切り下げることや、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育を更に困難とするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上のものとなるよう取組を進めることが重要である」としている。さらに、児童福祉施設最低基準は、厚生労働大臣に当該基準を常に向上させるとの努力義務を課しており、この義務をどう果たすのかということこそが、今問われている。

最低基準の緩和は、子どもが健やかに成長・発達する環境を守る国の責任を放棄するものであり、一部の地域とはいえ、最低基準を緩和し、これを下回る水準を容認することは、子どもたちが今以上に狭い環境で生活することとなって、子どもの成長・発達にとって見過ごせない事態が予想される。保護者は、我が子の健全な成長を願っており、認可保育所の入所を切望している待機児童の保護者も、劣悪な施設への入所は望んでいない。

待機児童解消のために今必要なのは、認可保育所の緊急増設である。

よって、国におかれては、認可保育所の面積の最低基準について、地方自治体に基準を定める権限を移譲して面積基準を緩和させる方針を見直すとともに、地方自治体が保育の実施責任を果たして早急に待機児童の解消を図ることができるようにするために特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣